

福岡県公報

令和 2 年 11 月 24 日
第 154 号

目 次

告 示 (第867号 - 第875号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	3
○自衛官の募集	(市町村支援課) ……………	3
○公有水面埋立ての竣功認可	(港 湾 課) ……………	4
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課) ……………	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	5
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	10
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課) ……………	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11

告 示

福岡県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の 3 の規定に基づいて同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年 1 月 26 日 農林水産省告示第80号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の 3 の規定に基づいて同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年 6 月 福岡県告示第937号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第869号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年11月5日農林水産省告示第1481号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第870号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年1月26日農林水産省告示第82号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに行橋市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年7月30日農林水産省告示第1517号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 61 年 3 月 6 日 農林水産省告示第 363 号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和 59 年 5 月 4 日 農林水産省告示第 934 号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第874号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 募集種目

自衛官候補生

- 2 募集期間

令和 2 年 11 月 27 日（金）から令和 3 年 1 月 18 日（月）まで

- 3 受験資格

- (1) 自衛官候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在33歳に達しない者

- (2) 詳細は、採用案内による。

- 4 試験期日

令和 3 年 1 月 31 日（日）～令和 3 年 2 月 1 日（月）の間のうち指定する 1 日

※ ただし、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- 5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1 - 12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部

北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島3-24-2 (福岡国道事務所隣) (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パルマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧九州農政局2階) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

各試験会場は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第875号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月24日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

- 1 竣功認可年月日
令和2年10月30日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所 (主たる事務所の所在地) 並びにその代表者の氏名
 - (1) 竣功認可を受けた者
福岡県
福岡市博多区東公園7番7号
 - (2) 代表者
福岡県知事 小川 洋
- 3 竣功認可をした埋立区域
 - (1) 位置
京都府苅田町鳥越町9番1及び10番1の地先公有水面
 - (2) 区域
2-2-3-1工区
次の各地点のうち㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線、㉔の地点と㉕の

地点を結んだ線、⑭の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点と④③の地点を結んだ線、④③の地点から⑤⑩の地点までを順次に結んだ線、⑤⑩の地点と⑱の地点を結んだ線、⑱の地点と⑳の地点を結んだ線、㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結んだ線、㉓の地点と㉔の地点を結んだ線及び㉕の地点と㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉗の地点 基点から80度10分44秒、2,253.29メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から157度13分58秒、139.64メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から128度01分44秒、197.96メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から212度02分13秒、32.01メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から128度02分10秒、277.77メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から158度02分20秒、68.09メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から128度01分49秒、216.71メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から247度13分13秒、34.92メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から307度59分20秒、21.49メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から37度55分01秒、16.50メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から308度01分49秒、248.83メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から38度01分52秒、34.05メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から308度02分10秒、266.12メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から217度51分06秒、19.96メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から128度00分35秒、13.24メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から218度02分28秒、14.00メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から218度02分28秒、10.96メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から126度25分22秒、1.20メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から217度53分57秒、8.90メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から308度02分09秒、259.06メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から247度13分30秒、0.14メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から337度13分58秒、147.60メートルの地点

(3) 面積

2-2-3-1工区 47,871.14平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年2月23日 6港第419号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所
 苅田町役場

公 告

公告

福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年11月24日から令和2年12月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

レーザ加工システム（備出55）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年12月9日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
レーザ加工システム（備出55）
- (2) 調達物品及び数量
レーザ加工システム 一式
- (3) 履行期限
令和4年3月18日（金曜日）
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年1月7日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	04	理化学精密機器	AA・A
05	06	計測機器	AA・A
05	11	諸機器	AA・A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県工業技術センター機械電子研究所に令和2年12月17日（木曜日）午後5時00分までに提出して承認を受けた者
- 仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
 福岡県工業技術センター機械電子研究所
 〒807-0831 北九州市八幡西区則松三丁目6-1
 電話番号 093-691-0260
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
 F A X 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所
 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
 令和2年11月24日（火曜日）から令和2年12月17日（木曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
 5の部局とする。
 - 提出期限
 令和3年1月7日（木曜日）午後4時00分
 - 提出方法
 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）
 - 日時
 令和3年1月8日（金曜日）午前10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 本案件の仕様申立承認通知書送付以降の手続きは、本調達物品にかかる予算が成立し、予算手続が整った場合においてのみ、行う。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Laser processing system
- (2) Delivery period : By March 18, 2022

- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Elect – ronics Research Institute, 3 – 6 – 1 Norimatsu, Yahatanishi – ku, Kitakyusyu City
807 – 0831, Japan
Tel : 093 – 691 – 0260
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on January 7, 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 – 7, Higashikoen, Hakata – ku, Fukuoka City, 812 – 8577, Japan
Tel 092 – 643 – 3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里六丁目454番1、455番1、455番3、455番11及び455番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町南里六丁目3番1号
稲永 五百重

公告

福岡県漁業調整規則の全部改正案について、令和2年7月17日から令和2年8月15日までの間、御意見を募集したところ、6件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見の概要と考え方

整理番号	意見内容	意見の理由	意見に対する考え方
1	現行の福岡県漁業調整規則（以下、本規則という。）第2条の適用範囲の削除は問題と考えている。本規則の適用範囲について緯度経度等で示し、誰が見てもわかる表記に改める必要があるのではないか。	本規則の適用範囲を示す条項がなくなると、区域や場所を犯罪の構成要件とする違反等に関し、訴追するためには許可証等に区域や場所を解るように明示する必要が生じるため。	本規則第2条の適用範囲の規定は、本規則と福岡県内水面漁業調整規則の適用範囲を区分するために規定していたものであり、改正される福岡県漁業調整規則での一本化により適用範囲を分ける必要がなくなったために削除されるものです。改正される福岡県漁業調整規則において適用範囲を示す必要がある場合は、条文中に規定することとしています。
2	うなぎ稚魚漁業を漁業許可の対象とすることには反対です。	漁業許可とした場合に、「漁獲可能量」に基づいて採捕数量を管理しなければならないが、シラスウナギについては、現時点の科学力では算定できないため、「特別採捕許可」で引き続き対応していくべき。	当県のうなぎ漁業の許可は、これまで行ってきた特別採捕許可の内容を踏襲するもので、採捕数量についても従来通り許可の条件として定め、池入量の上限にならないように管理していくこととしております。
3	（改正される本規則）第8条第1項第3号の操業区域について、本許可を行った区域について、緯度経度で示すべきであると考えます。	許可区域を外れて操業した場合など県の管轄を超えて操業した場合は無許可操業に問えるだけの具体性をもって表示しなければならないため。	県知事許可の操業区域については、参考資料として禁止区域図を添付するなど、必要に応じて緯度経度情報についても提供することとしております。
4	（改正される本規則）第10条の許可又は起業の認可についての適格性について、個々の事実確認をどうやって行うかが問題であり、警察や暴対センターと連携し、該当者の照会について回答を得られるシステム作りが重要であると考えます。	該当者の照会について回答を得られるシステム作りが重要であると考えており、県ごとにシステムを構築することが困難であれば、水産庁の漁業調整事務所に当該照会に対する回答窓口をもうけるよう、国に要請してはいかがでしょうか。	福岡県暴力団排除条例等により公安委員会に協力を求めることができることが規定されております。

5	<p>(改正される本規則)第11条第1項第4号で操業区域を記載することとしているが、緯度経度をもって明確に表示すべきです。</p>	<p>資源管理を行うため(漁獲成績報告書)にも、許可における操業区域を緯度経度で表示するように改めるべきである。</p>	<p>整理番号3の対応と同様です。</p>
6	<p>(改正される本規則)第21条で県が行う資源管理について、県に属する海域の範囲内(属地)で行うのか、貴県内に漁業の根拠を持つ者(属人)を対象にするのか、明らかにする必要があります。</p> <p>許可申請書に記載した漁獲目的とする魚種以外まで(漁獲量等の)報告を求めるとは、漁業者に対して合理的な説明がつかない義務を課す可能性があるのを考慮してください。資源評価を行い、数量管理を行っている魚種に限定してはいかがか。</p>	<p>採捕数量の管理を属人的に行くと漁獲可能な他県漁業者が合法的に出漁可能となるため。</p> <p>(漁獲量等の)報告義務の内容は、漁獲数量が定められた魚種に限るべきである。</p> <p>採捕数量の報告は、同一の採捕行為に関し、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則」と(本)規則で同様の報告を求めることは漁業者の負担が大きいため一度の報告で済むように措置すべきであると考えられるため。</p>	<p>本規則によって規定される資源管理の状況等の報告は、知事許可漁業の許可を受けた者を対象とするものであります。報告を求める魚種については、漁獲数量が定められた魚種以外では主要な漁獲対象魚種について報告を求めることとしており、漁業者に過剰な負担が生じないように進めることとしています。</p>

2 公布日

令和2年11月20日

3 問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年11月24日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の名称

大型汎用機用無停電電源装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和2年10月8日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

富士通リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区東比恵三丁目1番2号

5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

34,372,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年8月28日

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月24日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年10月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパースポーツ ゼビオ春日店

(2) 所在地 春日市春日五丁目51番地 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 延蔵 福岡県郡山市朝日三丁目7-35	ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤 智治 福岡県郡山市朝日三丁目7-35